

## 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について

## 1 条例改正の目的

三重県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）において、青少年に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する営業の客となるよう勧誘する行為の禁止を規定していますが、平成27年6月24日に法の一部を改正する法律が公布されたことに鑑み、当該規定を一部改正するものです。

## 2 条例改正の内容

## 【接待飲食等営業の客となるよう勧誘する行為の禁止規定における規制対象の変更（条例第20条の3第1項第3号）】

現在、歡樂的雰囲気醸し出す方法によりもてなして遊興又は飲食させる営業は、利用の常習化や高額料金請求などの問題を生じ、青少年の健全育成を阻害するおそれが高いことから、条例第20条の3第1項第3号で、接待飲食等営業（ホストクラブやキャバクラなど）の客となるよう青少年を勧誘する行為を禁止しているところです。

この接待飲食等営業の区分については、法改正により、条例で引用している営業区分が下表のとおり変更されるため、法の新たな営業区分に基づき、規制対象を旧2号営業から**新1号営業に変更**します（キャバレーが新たに対象に追加されます。）。

（法第2条第1項の改正箇所新旧対照表：条例引用部分抜粋）

新	旧
1号 キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業	1号 キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
	2号 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

〔参考〕罰則：30万円以下の罰金（変更なし）

※旧1号・2号は、客にダンスをさせるか否かで区分されていましたが、法改正によってダンスの有無が不問となり、統合されます。

※旧 2 号の「待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」とは、接待を伴う営業であり、ホストクラブ、キャバクラ等をいう。

### 3 改正後の条例の施行日

法改正は未施行（平成 28 年 6 月 24 日までに施行予定）のため、今後決定される法の施行日にあわせることとします。

### 4 条例改正に向けたスケジュール（案）

平成 27 年 12 月	三重県議会健康福祉病院常任委員会に説明
平成 27 年 12 月	パブリックコメント（12 月上旬～1 月上旬）の実施
平成 28 年 2 月	2 月定例月会議への条例改正案の提出
平成 28 年 6 月（予定）	改正条例施行

《参考》

三重県青少年健全育成条例抜粋

（目的）

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務等を明らかにし、県が行う施策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（勧誘行為の禁止）

第 20 条の 3 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 青少年が使用した下着を売却するように勧誘すること。
- (2) 接待飲食等営業（風適法第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。）において客の接待をさせ、若しくは客の相手となつてダンスをさせること又は深夜に客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- (3) 接待飲食等営業（風適法第 2 条第 1 項第 2 号に該当する営業に限る。）の客となるように勧誘すること。
- (4) 性風俗関連特殊営業（風適法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律抜粋

### (用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- 二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業  
(前号に該当する営業を除く。)
- 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第一号に該当する営業を除く。)
- 四 削除
- 五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として営むもの(第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)
- 六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

### (禁止行為)

第二十二条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該営業に関し客引きをすること。
- 二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となつてダンスをさせること。
- 四 営業所で午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- 五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること(第二条第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時(同号の営業に係る営業所に関し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時)から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること。)
- 六 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。